令和7月12月9日
豊島区長　記者会見概要

事業名	民泊条例の改正

セールスポイント	・ 民泊に起因する生活環境の悪化やトラブル発生の状況を改善するため、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を改正する ・ 区の対応体制を強化し、実効性のある対策を着実に実施することで、適正な民泊運営と区民が安心して暮らせる住環境の確保を図る

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 民泊制度が平成30年6月にはじまり、7年が経過。届出住宅数は 1,800 件を超え、増加の一途を辿っている。周辺住民から、騒音、ゴミのルール違反等多数の苦情が寄せられており、民泊制度への対応が急務となっている。

・ 民泊関連条例の改正に向け、令和7年9月と10月に有識者・関係団体・区内事業者・行政機関等で構成する「住宅宿泊事業にかかわる条例改正等検討会」を開催。パブリックコメント等の意見を踏まえた条例改正案を提示。

・ 令和 7 年第 4 回区議会定例会にて条例改正案を上程し、全会一致で可決された。

2. 目的

・ 住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化やトラブルを防止するため

3. 内容

・ 令和7年12月15日より、改正した「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を施行する

【民泊条例の改正ポイント】

（1）区域と期間の制限

期間の制限（区内全域）	新設区域の制限
年間120日間に制限（春・夏・冬休み） ※春休み：3/15～4/10、夏休み：7/1～8/31、冬休み：12/15～1/14	区内約70％のエリアですべての期間 制限 （住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区）

（2）事業者への監督の強化

・ 指導、勧告、公表の規定を追加

・ 罰則規定を新設（区域と期間の制限に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科す）

（3）適用日（区域と期間の制限及び罰則）：<u>令和8年12月16日</u>

（4）手続きルールの強化

・ 条例で規定した①事前説明会の実施、②海外在住事業者に対する日本国内在住代理人の選定、③町会加入の協議実施、④トラブル発生時、区民の要請に応じて話し合いの場の設定の4つの手続きルールのほか、規則※改正により、①これまでの相談記録票に加え、消防関係の届出書類の写し、②事業系ごみの契約書の写しの提出を義務付けるなど手続きを厳格化する。

※「豊島区住宅宿泊事業法等及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行細則」

4. 今後の主な取り組み

・ 条例改正を契機とした区内民泊の運営状況や実態の把握：必要に応じて、①区による事業者への指導・監督の徹底、②適正に運営している事業者への今後の対応について検討していく

・ 一部屋旅館の実態把握：一部屋旅館の実態を把握し、課題等があれば、必要な対策を講じていく

豊島区
TOSHIMA CITY

令和7月12月9日
豊島区長　記者会見概要

事業名	物価高対応子育て応援手当

セールスポイント	・ 物価高騰に直面している子育て世帯に対し、子育てを応援する手当を支給 ・ 所得制限を設けず全ての子育て世帯を支援

事業の内容

1.　事業実施に至った経緯、背景

・ 物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが閣議決定された。

・ これを踏まえ、区において子育て世帯に対する手当の支給を実施する。

2.　目的

・ 物価高騰に直面している子育て世帯の経済的負担軽減を図るため

3.　内容

・ 物価高騰に直面している子育て世帯に対し、子育て応援手当を支給する

（1）対象者

区内に居住する0歳から高校3年生までの子どもがいる世帯（所得制限なし）

※想定世帯数　約2万3千世帯（子ども人数　約3万4千人）

（2）給付額

子ども1人あたり2万円

（3）スケジュール（予定）

令和8年1月中旬：プッシュ型対象者への案内送付

令和8年1月下旬：申請型対象者への申請書等の送付、プッシュ型対象者への振込（初回）

令和8年2月下旬：申請型対象者への振込（初回）

令和8年3月末：申請受付期限　※3月31日出生分まで受付

（4）手続き

① 児童手当受給者：申請不要（プッシュ型）

② 公務員、児童手当未受給者：要申請

4.　補正予算額

約7億円　※令和7年第２回区議会臨時会で上程予定

豊島区
TOSHIMA CITY

令和7月12月9日
豊島区長　記者会見概要

事業名	物価高騰対策支援給付金

セールスポイント	・ 物価高騰に直面している一定の所得未満の世帯に対し、現金を給付 ・ 国予算成立を待たずに速やかに決定・実施

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景

・ 令和 7 年 11 月 21 日に、「「強い経済」を実現する総合経済対策」が閣議決定され、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者の支援を行えるよう、重点支援地方交付金のさらなる追加を行うこととされた。

・ これを受け、本区では、物価高騰に直面している一定の所得未満の世帯に対し、現金給付を行う。

2. 目的

物価高騰に直面している一定の所得未満の世帯の経済的負担軽減を図るため。

3. 内容

物価高騰に直面している一定の所得未満の世帯に対し、給付金を支給する。

(1)対象

・ 令和 7 年 12 月 1 日時点で豊島区に住民登録があり、以下の①と②のいずれかに該当する世帯

① 世帯全員が令和 7 年度住民税非課税

② 令和 7 年度住民税の世帯所得の合計金額が 200 万円未満

※想定世帯数　約 7 万 6 千世帯

(2)給付額

1 世帯あたり 1 万円

(3)スケジュール(予定)

令和 8 年 1 月中旬 ： 案内書・申請書等送付、申請受付開始

令和 8 年 1 月下旬 ： 振込開始

令和 8 年 3 月中旬 ： 申請受付期限

(4)手続き

① 令和 6 年度物価高騰対策支援給付金等の支給世帯は申請不要(プッシュ型)

② ①以外の世帯は要申請

4. 補正予算額

約 10 億円　※令和 7 年第 2 回区議会臨時会で上程予定

豊島区
TOSHIMA CITY

令和7月12月9日
豊島区長　記者会見概要

事業名	地域防災の推進

セールスポイント	・ LINE 活用による避難所受付の迅速化の推進 ・ 東京都連携のセミナー・コンサルティングの開催 ・ 地域住民が中心の実践的な避難所開設運営訓練の実施 ・ 協定に基づいた多企業との災害時連携体制の構築

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・ 近年、地震などの発災時において、避難所運営体制など、災害時における対応の問題が各地で出てきている。災害に備えていくためには、地域資源や日常の訓練を活用し、備えと応急対応力を強化することが求められており、区では地域防災力向上に向けて多方面から取組みを推進していく。

2. 目的

・「自助」「共助」「公助」それぞれの防災力を高め、発災時に迅速な復旧を可能にする体制を整備するため

3. 内容

（1）LINE を活用した避難所受付の推進

・ 救援センターの避難者情報を事前に登録できる機能をはじめとした、防災面の新たな機能を実装

・ スマートフォンから氏名、住所、生年月日、性別を事前に登録することで、発災時にスマートフォンを利用した救援センターでの避難者受付が可能になる

・ 各地域の防災訓練、区政連絡会、各種イベント等、様々な機会を捉えて事前登録の勧奨を実施している

（2）住民主体の避難所運営に向けた取り組み

① 都内初、東京都と連携した避難所運営に関するセミナー・コンサルティングの実施

・ 過去の災害での避難所運営の課題や対応、先駆的な取組事例を学ぶセミナーの実施
12月13日(土)9時半～11時半　としまセンタースクエア　講師：跡見学園女子大学　教授　鍵屋　一　氏

・ 避難所運営の課題を実戦形式で学ぶコンサルティングの実施（令和8年2～3月頃実施予定）

② より実践的な避難所開設・運営訓練の実施

・ 救援センター開設運営の初動を、地域住民と避難所配備職員が中心となり自ら考え開設する訓練を実施。

・ 同時刻で 5～6 避難所を実施することで、参集状況や開設完了など無線対応や他避難所との比較、複数開設の課題などを検証していく。実施日程は以下の通り。（時間帯は全て9時～11時）

2 月 8 日(日)5 か所（清和小、朋有小、池袋第一小、西池袋中、椎名町小）
2月15日(日)6か所（みらい館大明、南池袋小、目白小、長崎小、富士見台小、千早小）
3月　1日(日)6か所（巣鴨北中、西部区民事務所等複合施設、駒込小、駒込中、池袋本町小・池袋中、巣鴨小）

（3）民間企業・団体との災害時における連携協定の締結

・ 災害時に対応が必要となる課題に対して、支援や物資等を得られるよう自治体や事業者等と連携協定を締結。

・ 令和7年は既に5団体と締結。今後もニーズを捉えながら必要な協定を締結予定。